

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニューライフカクラ小川店

比企郡小川町大字小川字下広地千二百二十七番地外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

片倉工業株式会社 取締役社長 竹内彰雄

東京都中央区銀座一丁目十九番七号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年十一月三十日